

③食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

食費・部屋代（室料＋光熱水費）の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯の中の預貯金などの少ない方に限定されます。

- ・ 非課税世帯の方とは、世帯全員が市民税を課税されていない方を指します。
- ・ 預貯金など（現金、有価証券なども含む）を、配偶者がいる方は合計 2,000 万円超、いない方は 1,000 万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- ・ また、配偶者が市民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になります。



④部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する課税世帯の方等は、室料相当の額を負担していただくことになります。

- ・ 食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。（世帯全員が市民税を課税されていない方で、引き続き食費、部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません）
- ・ 具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください。



厚生労働省のポスターをもとに
記載内容を作成しています。

ご不明な点は、**生野区役所 介護保険係**に
お問い合わせ下さい。TEL：6715-9859

まずは、お気軽にご相談ください！

生野区地域包括支援センター【担当地域】

- 勝山地域 ●東桃谷地域 ●生野地域 ●西生野地域
- 林寺地域の一部 ●舍利寺地域の一部 **詳しくはお問い合わせください**

開設時間 月曜日～金曜日 9時から19時

土曜日 9時から17時

(いずれも日曜・祝日・年末年始を除く)

いくのくちいきほうかつしえんせんたー 生野区地域包括支援センター

〒544-0033

大阪市生野区勝山北3-13-20

電話 6712-3103

FAX 6712-3122

